

一定面積以上の土地取引には
国土利用計画法に基づく

▼ 都市計画区域外

届出が 必要です!

- 届出期限は、契約締結日を含めて **2週間以内** です。
- 届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市長に対して行います。
- 届出がなされた土地について **利用目的の審査** が行われます。
- 届出をしなかった場合は、**罰せられます**。

詳しくは土地の所在地の都道府県または政令市にお問い合わせ下さい。

10,000 m²
以上

▼ 市街化区域

▼ 市街化区域以外の都市計画区域

2,000 m²
以上

5,000 m²
以上



国土交通省